

近畿運輸局 京都運輸支局長 殿

住 所 京都市伏見区竹田向代町37
 氏名又は名称 京都〇〇レンタカー株式会社
 代表者名 京都 太郎
 連絡先 075-681-9765

自家用自動車有償貸渡しに係る届出書

自家用自動車の貸渡しについて、下記のとおり変更 する のでお届けします。

した

記

1. 貸渡人の氏名又は名称及び住所

京都〇〇レンタカー株式会社
 京都市伏見区竹田向代町37
 代表取締役 京都 太郎

2. 変更事項 (該当番号を○印すること。)

1. 貸渡人の氏名又は名称	2. 貸渡人の住所	3. 法人の役員
4. 事務所の名称	5. 事務所の所在地	6. 事務所の新設・廃止
7. 貸渡料金	8. 貸渡約款	9. 増車(※マイクロバス・その他)
10. 代替(配置事務所別車種別の車両数の変更を伴うもの)		
11. レンタカー型カーシェアリングの実施・廃止 (レンタカー型カーシェアリングを初めて実施する、又は全てを廃止する場合)		
12. レンタカー型カーシェアリング(ワンウェイ方式)の実施・廃止 (ワンウェイ方式のレンタカー型カーシェアリングを初めて実施する、又は全てを廃止する場合)		
13. 配置車両のワンウェイ方式への移行・ワンウェイ方式の中止		

※ マイクロバスの増車届出及びレンタカー型カーシェアリング(ワンウェイ方式)に使用する車両については、「5. 確認事項」について記載のこと。

3. 変更事項の新旧(新設・役員増員・増車は「新」欄のみ、役員減員・廃止は「旧」欄のみ記入。)

番号	新	旧
9	ABC123-456789(増車する車両の車台番号等)	

4. 変更年月日

令和3年1月1日

5. 確認事項(マイクロバスの増車届出についてのみ記載。)

- ・他車種におけるレンタカー事業当初開始年月日(令和 年 月 日)
 - ※ 新たにマイクロバスを導入する場合
- ・理由
マイクロバスを導入する理由

レンタカー型カーシェアリングを実施又は廃止する理由

配置車両のワンウェイ方式を中止する理由(該当するものに○)

- ・ラウンドトリップ方式のレンタカー型カーシェアリング車両として使用するため
- ・一般のレンタカー車両として使用するため
- ・その他()

添付書類

1. 貸渡人の氏名または名称(添付書類なし)
2. 貸渡人の住所(添付書類なし)
3. 法人の役員: 欠格事由に該当しない旨の確認書
4. 貸渡人の事務所の名称: 許可書の写し(当支局管内で許可を受けていない場合)
5. 貸渡人の事務所の所在地: 許可書の写し(当支局管内で許可を受けていない場合)
6. 事務所の新設・廃止: 許可書の写し(当支局管内で許可を受けていない場合)
7. 貸渡料金: 変更後の貸渡料金
8. 貸渡約款: 変更後の貸渡約款
9. 増車: ① 事務所別車種別配置車両数新旧対照表
 - ② 許可書の写し(当支局管内で許可を受けていない場合)
 - ③ 直近2年間の自家用マイクロバスの貸渡簿の写し(マイクロバスの増車に限る)
10. 代替(事務所別車種別配置車両数の変更を伴うもの):
 - ① 事務所別車種別配置車両数新旧対照表
 - ② 許可書の写し(当支局管内で許可を受けていない場合)
11. レンタカー型カーシェアリングの実施・廃止:
 - ①カーシェアリングに使用する自動車の車名及び型式
 - ②①の自動車の保管場所(デポジット)の所在地、配置図
 - ③②の保管場所を管理する事務所の所在地
 - ④IT等の活用により行う車両の貸渡し状況、整備状況等車両の状況の把握方法
 - ⑤車両、エンジンキー等の管理・貸し出し方法
 - ⑥会員規約又は契約書
 - ⑦「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し(レンタカー)の取扱いについて」(平成7年6月13日付け自旅第138号)2.(5)②に規定する場合の
アイドリングストップ励行等エコドライブ研修・啓蒙計画
12. レンタカー型カーシェアリング(ワンウェイ方式)の実施・廃止:
 - ①レンタカー型カーシェアリング(ワンウェイ)の実施に係る確約書
13. 配置車両のワンウェイ方式への移行・ワンウェイ方式の中止
 - ①事務所別車種別配置車両数一覧表

